

第3次

田辺市男女共同参画プラン

〈素案〉

令和5年9月時点

目次

第1章 田辺市の男女共同参画の未来.....	1
1 プランの基本姿勢.....	2
2 基本理念（将来像）.....	3
3 基本理念の実現に向けた基本目標.....	5
4 施策体系.....	6
5 プランの概要.....	7
第2章 プラン施策展開.....	9
1 誰もが能力を発揮し、多様な暮らし方ができる環境づくり.....	10
2 あらゆる分野における女性の参画拡大.....	18
3 多様な立場の人々が安心できる暮らしの実現.....	24
第3章 プランの推進体制.....	33
1 推進体制.....	34
2 プランの進行管理.....	35
資料編.....	
1 社会潮流.....	
2 統計データからみる現状.....	
3 アンケート調査からみる現状.....	
4 男女共同参画社会基本法.....	
5 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律.....	
6 田辺市男女共同参画懇話会設置要.....	
7 田辺市男女共同参画懇話会委員名簿.....	
8 田辺市男女共同参画推進本部設置要綱.....	
9 プランの策定過程.....	
10 用語解説.....	

第 1 章

田辺市男女共同参画の未来

この章では、田辺市が目指す男女共同参画の理念やプラン
についての説明を記載しています。

1 プランの基本姿勢

男女が共に家庭や職場、地域社会等の様々な分野において活躍できる環境を整えるため、近年、様々な法や制度の整備が図られてきています。しかしながら、現状としては、固定的性別役割分担意識の解消までに至っていない中、女性の職業生活や地域社会への参画、男性の家事における役割等の実態において、未だ様々な課題が存在しています。

また、新型コロナウイルス感染症の対応をする中において、内閣府の調査によると、非正規雇用が多い女性の雇用環境が悪化するとともに、在宅勤務の増加等によるDV被害の深刻化や女性の家庭生活における負担が増大するなど、ぜい弱な生活基盤や固定的性別役割分担意識による女性の負担等、男女共同参画に関わる課題が顕在化したとされています。

さらに、今後急速に進行することが予測される人口減少、少子高齢化に備え、持続可能な社会の形成が重要であり、男女共同参画に関する取り組みの充実がより一層求められているところがあります。そのような中、国は、女性の活躍推進や働き方改革など新たな目標を立て、男女共同参画にかかる取り組みを進めています。

田辺市（以下 本市という）では、平成 19 年 3 月に「田辺市男女共同参画プラン」を策定後、国や和歌山県の動向を踏まえながら、平成 26 年 3 月には「第 2 次田辺市男女共同参画プラン」（以下、「第 2 次プラン」という）を策定し、男女共同参画社会基本法の五つの理念を基本に置き、性別にかかわらず、人権が尊重され、男女がそれぞれの個性と能力を十分に発揮することができ、男女共同参画社会づくりを推進してきました。

本市では、このたび第 2 次プランの計画期間が満了したことを受け、今後の本市における男女共同参画に関する取組を総合的かつ計画的に推進するための計画として「第 3 次田辺市男女共同参画プラン」（以下「本プラン」という。）を策定します。

2 基本理念（将来像）

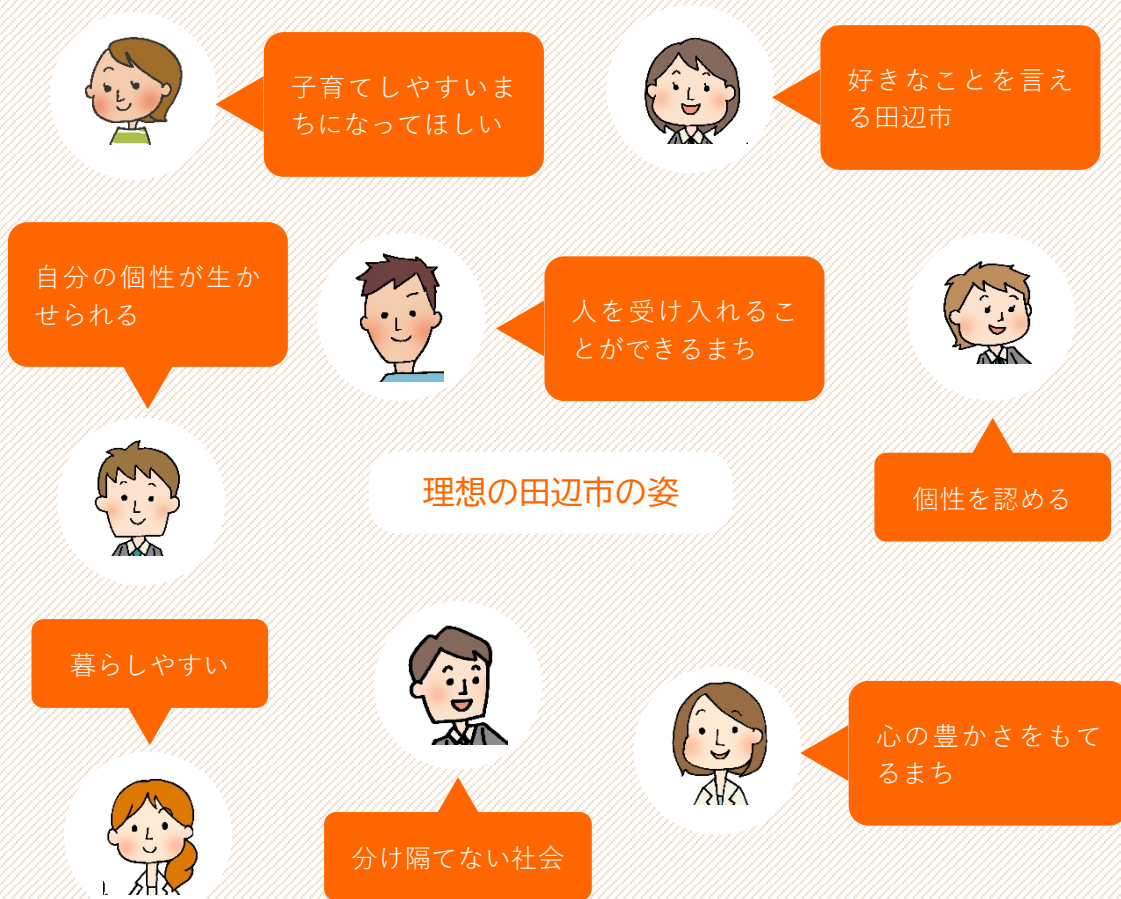
〈キャッチフレーズ〉

○○○○ ○○○○ ○○○○ たなベ

男女共同参画社会の根本の定義は、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる」こととされています。以下の視点から、近年のまちづくりにおいて、男女共同参画は欠かすことのできないものとなっています。

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○を実現していくことが求められます。

本プラン策定過程において、ワークショップの実施を実施しました。(詳細は資料編)
ワークショップにおいて、理想の田辺市の姿を話し合っています。



懇話会等の意見を反映

今後、意見を反映予定

3 基本理念の実現に向けた基本目標(仮)

本プランにおいては、基本理念を実現するため、下記の目標を定めます。

基本方針

1

誰もが能力を発揮し、多様な暮らし方ができる環境づくり

誰もが生涯にわたって心豊かで充実した暮らしを実現できるよう、男女共同参画社会の形成を市民一人ひとりが自ら意識的にとらえ、身近なところから、男女共同参画の視点に立った意識や慣行を見直すことができるよう、啓発・広報活動を推進していきます。

また、誰もが生まれながらに持っている人間としての権利の尊重、男女平等を推進する教育・学習環境の充実を図ります。

基本方針

2

あらゆる分野における女性の参画拡大

誰もが自らの選択においてその個性と能力を十分に発揮し、責任を分かち合い、いきいきと活躍できる社会を目指します。そのため、生活の基本となる政策や方針の決定に際して多様な価値観が反映され、バランスのとれた行政運営ができるよう、政策立案や方針決定過程への男女共同参画の推進を図るとともに、地域活動や社会活動への参画機会の拡大、企業における男女共同参画の促進を図ります。

基本方針

3

多様な立場の人々が安心できる暮らしの実現

家庭や地域など、あらゆる場面において、性別に関わらず誰もが尊厳を持ち、健康で安全・安心に暮らすことができる社会を目指します。そのため、DVや各種ハラスメント防止に関する意識啓発体制の整備、保健医療の整備等、生涯にわたる健康支援を通して離職を防ぐとともに心身の健康づくりを行っていきます。高齢者や障がいのある人、生活困窮者やひとり親家庭といった生活に困難を抱えている人が安心して暮らせるよう支援を進めていきます。また、安全安心な生活環境の整備として、男女共同参画の視点を生かした防災対策等に努めます。

4 施策体系（仮）

目標	施策	No.	取組
1 誰もが能力を発揮し、多様な暮らし方ができる環境づくり	(1) 男女共同参画の意識啓発	1	男女共同参画を進める広報・啓発活動の推進
		2	行政における男女共同参画の推進
	(2) 男女共同参画に関する学習の推進	3	学校等における男女平等を推進する教育の充実
		4	生涯にわたる男女共同参画学習の推進
		5	メディアにおける人権の尊重
	(3) 雇用の場における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和の実現	6	家庭生活への男女共同参画の促進
		7	育児・介護休業制度の普及
		8	両立のための職場における啓発促進
		9	セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
	(4) 子育て・介護等の支援体制の充実	10	子育て支援策等の充実
		11	高齢者・障害福祉サービスの充実
2 あらゆる分野における女性の参画拡大	(1) 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	12	行政における政策・方針決定過程への男女共同参画の推進
		13	企業・地域団体における方針決定過程への男女共同参画の促進
	(2) 地域活動への男女共同参画の推進	14	地域社会への男女共同参画の推進
		15	多様な分野における男女共同参画の推進
	(3) 女性のキャリア形成の支援	16	女性のチャレンジ支援の推進
		17	就業条件と環境の整備
18		自営業における方針決定過程への女性の参画促進	
3 多様な立場の人々が安心できる暮らしの実現	(1) 男女間の暴力の根絶を目指す仕組みづくり	19	男女間のあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成
		20	DV 被害者に対する相談業務等の充実
		21	DV 被害者の自立に向けた支援の拡充
	(2) 生活上の困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備	22	ひとり親家庭への支援
		23	貧困や高齢、障害等により困難を抱えた人への支援
	(3) 防災等における男女共同参画社会の推進	24	防災・災害復興への男女共同参画の推進
		25	消防分野における男女共同参画の推進
	(4) 生涯を通じた健康づくり支援	26	生涯を通じた健康づくり支援
27		妊娠・出産に関する健康づくり支援	
28		健康をおびやかす問題についての対策の推進	

5 プランの概要

(1) プランの位置づけ

本プランは、男女共同参画社会基本法第14条に定められた「市町村男女共同参画計画」、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として位置付けます。

- 第5次男女共同参画基本計画
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針
- 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本方針
- 女性活躍・男女共同参画の重点方針 2023
- 女性デジタル人材育成プラン

- 和歌山県男女共同参画基本計画（第5次）
- 和歌山県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画（改定版）

第2次田辺市総合計画
 基本理念「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」
 将来像「人と地域が輝き、未来へつながるまちづくり」

田辺市人権尊重のまちづくり条例
 ↓ 施策の推進（第5条）

田辺市人権施策基本方針改訂版

分野別の人権課題（基本的な取り組み）

1. 同和問題（部落差別）
2. **女性の人権** → 具体的施策 →
3. 子どもの人権
4. 高齢者の人権
5. 障がいのある人の人権
6. 外国人の人権
7. 感染症・難病の人の人権
8. 犯罪被害者等の人権
9. 刑を終えて出所した人の人権
10. 情報と人権
11. 災害と人権
12. 環境と人権
13. 性的少数者の人権
14. 労働者の人権
15. 自殺・自死遺族
16. 生活困窮者の人権・ホームレスの人権
17. 人身取引（トラフィッキング）
18. アイヌの人々の人権
19. 北朝鮮当局による人権侵害問題

整合性を図る

田辺市男女共同参画プラン

整合

- 田辺市子ども・子育て支援事業計画
 - 田辺市長寿プラン 2021（田辺市高齢者福祉計画・田辺市第8期介護保険事業計画）
 - 田辺市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画
 - 田辺市健康づくり計画「元気たなべ 2013」
 - 田辺市第1期自殺対策計画
 - 田辺市地域福祉計画
 - 田辺市地域防災計画
- など

策定に当たっては、国の「第5次男女共同参画基本計画」や「和歌山県男女共同参画基本計画（第5次）」等を勘案し、市民、企業、関係機関、団体等それぞれの立場で、自ら考え行動するために共有する指針となる計画となるよう「田辺市男女共同参画懇話会」において審議を重ねました。

(2) プランの期間

本プランの期間は、令和6年度（2024年度）から令和15年度（2033年度）までの10か年とします。ただし、令和10年度（計画策定より5年）に見直しを行い、国内外の動向や社会経済情勢の変化に対応し、適切な施策の推進を図ります。

和暦（年度）	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15
西暦（年度）	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
第3次田辺市男女共同参画プラン										

第 2 章

プラン施策展開

この章では、第1章に示した基本理念、基本目標にそって各取組内容を掲載しています。

1

誰もが能力を発揮し、多様な暮らし方ができる 環境づくり

(1) 男女共同参画の意識啓発

現 状

〈進捗管理より〉

- 男女共同参画の意識づくりを目指した各種講座・講演会・研修・教室を開催し、SNS等の多様な媒体を活用することで各種講座の案内や子育て、防災等の情報などの幅広い配信に努めました。
- 各種計画の策定・改訂時に、それぞれSDGsに関連した項目、性的少数者への配慮を盛り込んでいます。

〈各課ヒアリングより〉

- ◆ SNSやチラシにて情報を発信する際に様々な課の幅広い目線でチェックを行うことで情報の精査を入念に行っています。しかし、メディアの変化・発達によって精査の方法も検討しています。
- ◆ PTA等を対象にした研修等では、父兄の参加も見られるようになりました。

〈アンケート調査より〉

- ▲ 「男は仕事、女は家庭」というような、性別によって男女の役割を決めるような考え方について、「少しある」も含め、役割を決めるような考え方があると回答した方の割合は高くなっています。
- ▲ 特に、「家庭生活」において性別で役割を決めるような考え方があると回答した方が多くなっています。
- ▲ 男女共同参画に関連することばの認知度について、「ジェンダー」、「DV」、「LDBTQ」等の近年メディアで多く目にする事ばの認知度が高くなっている一方、「エンパワーメント」、「アンコンシャスバイアス」等の専門性が高いことばの認知度は低くなっています。

※グラフが入ります

理念実現にむけて必要なこと

男女が平等になっていると感じる人の割合は場面によって変化しています。特に、理想では男女平等を願いながらも、実際は実現していないといった理想と現実の差も大きくなっています。一方で、年代によっては、夫婦間の性別役割分担意識は解消傾向もみられています。ジェンダー平等の意識を高め、ジェンダー・バイアスをさらに解消させるため、性の多様性も含め、誰もがともに参画する社会の実現に向けて意識改革や理解促進が重要です。

具体的な取組

No.	取組内容	主な担当課
1	男女共同参画を進める広報・啓発活動の推進 ○性別による固定的な役割分担意識を見直すための学習機会の提供 ○男女共同参画週間等での啓発物品の配布 ○意識啓発のため、多様な分野と関連させた講座・講演会の開催 ○「広報田辺」等への記事掲載と男女共同参画センター広報紙「ゆう」の配布 ○男女共同参画に関する図書・資料等の収集、閲覧・貸出による情報提供	男女共同参画推進室 企画広報課
2	行政における男女共同参画の推進 ○男女共同参画の視点を含めた職員研修の実施 ○部門別計画への男女共同参画の視点の盛り込み、見直	総務課 男女共同参画推進室 各課

(2) 男女共同参画に関する学習の推進

現 状

〈進捗管理より〉

- 保育所や学校等において、人権意識向上に向けた教室等を実施した。また、ボランティアで活動している男女共同参画推進員は、パネルディスカッション「となりの女（ひと）の田辺ぐらし」を開催し、気軽に語り合う場を設けました。

〈各課ヒアリングより〉

- ◆ 学校教育の場においては、3～4年前より男女共同参画の視点に立った授業方針や内容の設計によって、根底にある性別意識を除き、若い世代は自然にジェンダー平等の視点が育まれています。

〈アンケート調査より〉

- ▲ 学校教育の場における男女の平等感について、「平等である」と回答した方の割合が半数以上となっています。

※グラフが入ります

理念実現にむけて必要なこと

学校現場における平等感の高まりをみせています。次代を担う子どもへの教育が重要となる中で、児童・生徒や教職員に対する男女共同参画に関する教育・啓発を通じて、ジェンダー平等の意識を醸成する必要があります。また、様々な情報を獲得できる今日において、メディアには固定的な性別役割分担意識を助長する可能性があり、情報モラルに配慮した取組が必要となっています。

具体的な取組

No.	取組内容	主な担当課
3	学校等における男女平等を推進する教育の充実 ○学校、幼稚園、保育所における男女の相互理解と協力の重要性に関する教育・指導の推進 ○教職員等の人権意識の向上のための研修の実施 ○性別にとらわれないキャリア形成のための職場体験学習の実施 ○OPTA 等の研修機会を活用した保護者に対する男女平等の意識づくり	学校教育課 子育て推進課 生涯学習課
4	生涯にわたる男女共同参画学習の推進 ○開催日時の工夫、一時保育の充実等による幅広い年齢層の参加を促進するための受講環境の整備 ○男女共同参画推進員の活動支援 ○男女共同参画の視点を踏まえた情報提供やネットワークづくり等による団体活動支援	男女共同参画推進室 生涯学習課
5	メディアにおける人権の尊重 ○男女共同参画の視点を踏まえた市の発行物の検証 ○メディアからの情報に対して、男女の人権を尊重し、主体的に読み解く力を育成する情報モラル教育の推進	男女共同参画推進室 企画広報課 学校教育課

(3) 雇用の場における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和の実現

現 状

〈進捗管理より〉

- 商工振興課の HP で、ワーク・ライフ・バランスや育児・介護休暇、女性の就業支援に関する情報等の情報を掲載し、パンフレットも配布しました。
- 働きやすい環境づくりやハラスメントのない職場づくりの必要性についての広報を、商工振興課の HP や冊子やパンフレットの配布等を通じて実施しています。
- パパママ教室の実施や「父子健康手帳」の配布により、男女が共に家事・育児を担うことができるよう啓発しました。

〈各課ヒアリングより〉

- ◆ 大企業では育児・介護休業等の福利厚生が充実していることも多いが、中小企業では制度の整備が進まず、市内では中小企業が多いため、働き方の理解促進が課題となっています。

〈アンケート調査より〉

- ▲ 男女が対等に働くために必要なことについて、「賃金、昇給の男女の格差をなくす」、「男女ともに育児・介護休業など休暇を取りやすいようにする」、「男女ともに能力を発揮できる配置を行う」と回答した方が多くなっています。

※グラフが入ります

理念実現にむけて必要なこと

企業内における女性の管理職登用などが少しずつ進んでいる一方で、ワーク・ライフ・バランス実現のための制度の充実については課題が残っています。特に、中小企業が多い本市において、柔軟な働き方への理解促進が課題となっていることから、企業に対する積極的な啓発を行い、雇用の創出に向けた施策の推進がより一層必要となっています。また、ハラスメント防止などの働く女性に対する理解の浸透など、女性の社会進出をさらに進める必要があります。

具体的な取組

No.	取組内容	主な担当課
6	家庭生活への男女共同参画の促進 ○男女共に協力して家事・育児等を担うための啓発の促進 ○男性の家庭生活への参画促進のための学習機会の提供	男女共同参画推進室 健康増進課 やすらぎ対策課 商工振興課
7	育児・介護休業制度の普及 ○子育ての社会的役割の重要性を浸透させるため、育児休業や介護休業などの各種制度の男性の利用について、企業に対して啓発を推進	男女共同参画推進室 健康増進課 やすらぎ対策課 商工振興課
8	両立のための職場における啓発促進 ○長時間労働などの働き方の見直しや、仕事も家庭も充実できる職場環境づくりについて、関係機関等と連携しながら事業者への啓発を推進	男女共同参画推進室 健康増進課 やすらぎ対策課 商工振興課
9	セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進 ○企業に対するセクシュアル・ハラスメント防止の取組の呼びかけ ○女性電話相談など、セクシュアル・ハラスメントに関する相談体制の充実	男女共同参画推進室 商工振興課

(4) 子育て・介護等の支援体制の充実

現 状

〈進捗管理より〉

- 乳児保育や延長保育、公立幼稚園での預かり保育、学童保育所や、放課後ふれあいスクール等の多様な保育サービスを実施しました。
- 高齢期の男女の自立した生活や社会参画を進めるため、フレイル予防教室、「脳わくわくクッキング」等の事業を実施しました。

〈各課ヒアリングより〉

- ◆ 母子向けの市営住宅を常設することでひとり親への居住の確保は出来ているが、父子向けのものはない。離婚等が発生した場合、各課が連携しながら適切な窓口の相談へ結びつけています。

〈アンケート調査より〉

- ▲ 各家庭における日常的な家庭・仕事等の役割分担について、現状では「高齢者や病人の世話・介護」、「育児、子どもの勉強やしつけ」では「主に女性」と回答した方が多くなっています。
- ▲ 田辺市での男女共同参画社会の実現に向けて、「子育て、介護に対する多様な支援を充実する」ことへ力を入れるべきだと回答した方が多くなっています。

※グラフが入ります

理念実現にむけて必要なこと

子育てや介護については、少子高齢化や家族構成の変化から課題が複雑・複合化しており、子育てしながら介護をするダブルケア問題や介護を理由に教育の機会が妨げられるヤングケアラー等の問題が顕著化してきています。ワーク・ライフ・バランスの充実に向けて、多様なニーズに対応するために、サービスの充実と支援体制の強化を図ることが求められています。

具体的な取組

No.	取組内容	主な担当課
10	子育て支援策等の充実 ○多様な保育サービスを充実し、子育て家庭の負担軽減による仕事と生活の調和の実現と家族のコミュニケーションの促進 ○学童保育の設置や放課後・週末のスポーツ・文化活動を提供することによる、子どもの安全な居場所づくりの充実	子育て推進課 学校教育課 生涯学習課
11	高齢者・障害福祉サービスの充実 ○介護保険サービスや障害福祉サービス等の提供による地域での自立した生活の支援 ○各種サービスや事業の情報提供、利用促進、相談体制の充実による介護家族の負担軽減 ○家庭で介護・介助に携わる人を支援するための学習機会の提供や人材育成の推進	やすらぎ対策課 障害福祉室 福祉課

2 あらゆる分野における女性の参画拡大

(1) 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

現 状

〈進捗管理より〉

- 市の審議会等委員会の女性委員増加に向けて全庁を挙げて取り組んでいます。
- 企業人権推進協議会会員に対して、関係する冊子やパンフレットを配付すると共に、商工振興課のHPに「女性の就業支援に関する情報」を掲載しました。

〈各課ヒアリングより〉

- ◆市民からすれば男女比率によって男性が主の政治と捉えかねないため、女性自身による政治への参画意識を醸成することが重要となっています。

〈アンケート調査より〉

- ▲政治の場における男女の平等感について、「平等である」と回答した方の割合が半数以上となっています。
- ▲男性・女性ともに「国会議員・県議会委員、市町村議会委員」に「女性がもっと就いた方がよい」と回答している方多くなっています。

※グラフが入ります

理念実現にむけて必要なこと

政策・方針決定の場において、登用状況を見ると、男性の方が多く状況となっています。引き続き、審議会委員選出において、委員の性別が偏ることがないようにより一層配慮していく必要があります。市における管理職の登用では、必要な人材育成や能力開発のための研修を行うことで積極的な登用を行う必要があります。

具体的な取組

No.	取組内容	主な担当課
12	行政における政策・方針決定過程への男女共同参画の推進 ○公募制度等を積極的に活用した審議会等委員の女性比率の拡大 ○行政における女性管理職の割合の増加	各課 総務課
13	企業・地域団体における方針決定過程への男女共同参画の促進 ○企業人権推進協議会総会等を通じた方針決定過程への女性参画に向けた企業への呼びかけ ○地域活動で活躍する幅広い人材育成や発掘の推進	商工振興課 男女共同参画推進室

(2) 地域活動への男女共同参画の推進

現 状

〈進捗管理より〉

- 男女問わずビジネスの視点を持った人材の育成とビジネスモデルの創出に向けて「たなべ未来創造塾」を開催しました。
- 一般社団法人全日本女子野球連盟から女子野球タウンに認定されたことから、少年野球教室等で男女が参加しやすい事業を心掛けています。

〈各課ヒアリングより〉

- ◆ クリーン作戦等の地域活動においては、男女の参加比率は半々程度となっています。
- ◆ 初めて廃棄物処理会議に参加される男性等が見受けられる等、家庭内での役割意識の変化が一定存在していると考えられます。

〈アンケート調査より〉

- ▲ 男性・女性ともに、町内会長、区長、自治会長の役職や公職に、「女性がもっと就いた方がよい」と回答している方が多くなっています。

※グラフが入ります

理念実現にむけて必要なこと

地域社会の場において、いまだに多くの方が「男性優遇」とアンケート調査では回答しています。男女共同参画社会の形成のためには、男女が地域のあらゆる場において対等に参画する機会が確保され、ともに責任を担うことが必要となります。様々な分野において女性の意欲や能力を十分に生かし、活躍を後押しするための取組が必要です。

具体的な取組

No.	取組内容	主な担当課
14	地域社会への男女共同参画の推進 ○男女が共に主体的に参画できるような地域行事のプログラムづくり ○地域活動に関する補助金の交付や情報提供等を通じた、男女共同参画の視点を踏まえた地域活動の充実	自治振興課 生涯学習課
15	多様な分野における男女共同参画の推進 ○まちづくり、観光、環境問題等の活動において男女共同参画の視点を踏まえた新たな提案や課題提起等につながる情報や研修機会の提供 ○男女共同参画の理解を深めるため、国際理解教育・国際交流を推進	観光振興課 生涯学習課 学校教育課 環境課 廃棄物処理課

(3) 女性のキャリア形成の支援

現 状

〈進捗管理より〉

- 男女共同参画センターでは講座を開催し、男女ともに男性の悩みについて考える機会を作った。また、たなべは「たなべプチ起業塾」を開催し、地域で輝く女性人材の育成を図っています。
- 女性の農業経営主となることが難しいと思われる中では、様々な施策等の説明会等を通じて家族経営協定の締結を促した。

〈各課ヒアリングより〉

- ◆ 農林水産漁業においては、男性女性問わずなり手の不足や高齢化が課題となっています。
- ◆ 各産業では制限のある働き方が求められるケースもありますが、関連業務では女性でも不自由なく取り組める分野もある中で、ニーズに合った働き方が実現できることを啓発していく必要があります。

〈アンケート調査より〉

- ▲ 男女が対等に働くために必要なことについて、「賃金、昇給の男女の格差をなくす」、「男女ともに育児・介護休業など休暇を取りやすいようにする」、「男女ともに能力を発揮できる配置を行う」と回答した方が多くなっています。

※グラフが入ります

理念実現にむけて必要なこと

妊娠・出産による女性のキャリア形成について、年齢別の労働力状況やアンケート調査結果の就労形態の変化をみると、女性が働きながら出産・子育てができる環境の整備が進んでいることが見受けられます。今後も自分らしく働くための職場環境の整備や就労のための支援、活躍したい女性をサポートするなど、女性のキャリア形成を進めていく必要があります。

具体的な取組

No.	取組内容	主な担当課
16	女性のチャレンジ支援の推進 ○女性の職業能力の開発や必要な技能の習得を後押しする講座の実施や情報提供 ○就業や起業等に関する情報提供	男女共同参画推進室 商工振興課
17	就業条件と環境の整備 ○家族経営協定の周知、啓発 ○家族経営協定の締結の促進による女性の認定農業者の増加 ○農業等における労働条件改善のための啓発を行う	農業振興課 山村林業課 水産課 商工振興課
18	自営業における方針決定過程への女性の参画促進 ○女性の経営参画について男女双方への働きかけと女性の職業意識の高揚、経営能力の向上を図るための講座等の情報提供 ○農林水産業や商工業関係団体における意思決定の場への女性の参画促進	農業振興課 商工振興課 山村林業課 水産課

3 多様な立場の人々が安心できる暮らしの実現

(1) 男女間の暴力の根絶を目指す仕組みづくり

現 状

〈進捗管理より〉

- 広報やチラシ、街頭啓発や啓発物品の配布することで、DVやハラスメントに関する情報や防止の啓発、相談窓口の周知を実施しています。
- 庁内関係部署において、DV被害者に係る連携強化や情報管理の徹底、母子に対する支援を図っています。
- 各種制度の情報提供と活用援助、西牟婁振興局等との連絡調整機能の強化によって母子が安全・安心に暮らせるように対応しています。

〈各課ヒアリングより〉

- ◆ DVの相談件数が増加しています。
- ◆ DVが発生した場合には、相談窓口における配慮は徹底しており、個人情報が確実に漏洩しないよう取り組んでいます。

〈アンケート調査より〉

- ▲ これまでに配偶者や交際相手から暴力を受けたことがあるかについてみると、何らかの暴力を受けた経験がある方が男性・女性ともに一定みられます。
- ▲ DV等の暴力を受けた際に相談しなかったか方の割合は半数程度となっています。

※グラフが入ります

理念実現にむけて必要なこと

身体的 DV や精神的 DV など、これまで暴力を受けたことがある人で、相談できずにいる人が一定数いることがアンケート調査でわかりました。これまで進めてきた DV に関連した啓発・周知をさらに強化し、暴力に関する認識を高め、被害が生じることの内容を知ることができるよう努める必要があります。また、誰もが安心して相談できる相談窓口の整備や周知・啓発をしていく必要があります。

具体的な取組

No.	取組内容	主な担当課
19	男女間のあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成 ○「女性に対する暴力をなくす運動期間」を利用した啓発活動の展開 ○広報やホームページによる、人権侵害である DV についての啓発 ○DV・デート DV に関する講座・講演会等の開催	男女共同参画推進室
20	DV 被害者に対する相談業務等の充実 ○チラシやカードを通し、「DV 被害者支援センター（紀南 DV センター）」や「男性のための電話相談（県）」等の相談窓口の周知 ○研修による相談員の知識・技術の向上 ○庁内関係部署における被害者支援にかかる連携強化と情報管理の徹底 ○県や警察等、庁外関係機関と連携した相談支援の充実	男女共同参画推進室 子育て推進課 各課
21	DV 被害者の自立に向けた支援の拡充 ○相談員による女性電話相談の実施 ○日常生活、就業、住居等についての各種制度の情報提供と活用援助 ○関係市町村との連絡調整機能の強化 ○DV がある家庭の子どもの安全確保、転校支援	男女共同参画推進室 子育て推進課 学校教育課

(2) 生活上の困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

現 状

〈進捗管理より〉

- 児童扶養手当の支給やひとり親家庭等医療費助成制度等のひとり親家庭に対する支援もしています。

〈各課ヒアリングより〉

- ◆ 母子向けの市営住宅を常設することでひとり親への居住の確保は出来ていますが、父子向けのものはなく、今後検討が必要となっています。
- ◆ 離婚等が発生した場合、各課が連携しながら適切な窓口の相談へ結びつけています。

〈アンケート調査より〉

- ▲ 男女が対等に働くために必要なことについて、男性・女性ともに「職場において男女が対等であるという意識を普及させる」と回答した方が前回調査時よりも増加しています。

※グラフが入ります

理念実現にむけて必要なこと

全国的な少子高齢化の影響は、本市においても大きな影響を受けています。高齢者が元気で生活できるように高齢者支援に取り組むことに合わせ、障害があっても安心して過ごすことができるよう関係機関と連携した支援が必要です。また、生活困窮、ひとり親世帯の生活の安定に資する取組をさらに進める必要があります。

具体的な取組

No.	取組内容	主な担当課
22	ひとり親家庭への支援 ○ひとり親家庭の子育て等における不安や負担を軽減するための相談機能の強化や経済的・社会的自立の支援	保険課 子育て推進課 市民課 管理課
23	貧困や高齢、障害等により困難を抱えた人への支援 ○高齢化社会において高齢期の男女の自立した生活や社会参画を進めるための学習機会や健康教室等の充実 ○シルバー人材センターと連携した、働く意欲のある高齢者への就労支援 ○障害者が地域で生活し、あらゆる分野で社会参画できるような体制の充実 ○ハローワーク、紀南障害者就業・生活支援センター等と連携した障害者の就労支援	やすらぎ対策課 障害福祉室 生涯学習課 スポーツ振興課 商工振興課

(3) 防災等における男女共同参画社会の推進

現 状

〈進捗管理より〉

- 避難所の運営について、性別や特性に配慮した運営を確保するためにマニュアルの整備や訓練の実施に取り組んでいます。
- 備蓄計画について、女性の生理用品を一定数確保したが、今後は適正数量を配備する方向性で進めています。

〈各課ヒアリングより〉

- ◆ 田辺市における消防職員の内、女性職員の割合は5%を超えており、国が掲げる女性職員割合の目標数値を達成している。
- ◆ 避難所における女性の相談窓口については、保健師が巡回することによって女性の相談役を担っている。

〈アンケート調査より〉

- ▲ 防災・災害復興における女性への配慮について、「防災に関する方針決定に女性の参画拡大を行う」、「避難所の設置・運営に配慮する」等、全体を通して女性への配慮を望む声が多くなっています。
- ▲ 前回調査と比較すると、特に「備蓄物資に配慮する」の回答の割合が増加しています。

※グラフが入ります

理念実現にむけて必要なこと

性別・年齢の区別なく、誰もが被害を受ける災害発生時には、男女共同参画の視点に立った対応が必要です。今後も女性の意見を取り入れながら、防災を進めるとともに、男女双方の意見を取り入れた安全・安心なまちづくりを推進することが必要です。

具体的な取組

No.	取組内容	主な担当課
24	防災・災害復興への男女共同参画の推進 ○男女共同参画の視点を取り入れた田辺市避難所運営マニュアルの策定 ○女性の視点を取り入れた備蓄計画の策定 ○男女共同参画の視点を取り入れた防災・避難所運営体制確立のための啓発活動	防災まちづくり課 消防本部総務課 消防本部予防課 男女共同参画推進室
25	消防分野における男女共同参画の推進 ○田辺市消防団女性消防団への活動支援 ○防災訓練、自主防災活動への女性の参画促進	防災まちづくり課 消防本部総務課 消防本部予防課 男女共同参画推進室

(4) 生涯を通じた健康づくり支援

現 状

〈進捗管理より〉

- 年代毎の健康づくりの啓発活動や健康診査、各種がん検診、健康教室の開催、喫煙や薬物に関する適切な情報提供を通じて生涯にわたる健康づくりへの支援を行っています。

〈各課ヒアリングより〉

- ◆性別問わず健康に関する相談窓口等の充実を図っています。
- ◆不妊治療費用の助成を行う中で、年々利用者が増加している傾向があり、飲酒している女性も増えている傾向があります。

理念実現にむけて必要なこと

女性が生涯、その時の健康状態に応じた的確に自己管理が行うことができるよう、子どものころからの発達に応じた性に関する正しい知識の習得に努めるとともに、女性にとっての節目である妊娠・出産期において、適切な支援が必要です。

具体的な取組

No.	取組内容	主な担当課
26	生涯を通じた健康づくり支援 ○生涯を通じた健康の保持増進に向けた、思春期から高齢期にわたる各年代に応じた健康づくりに関する啓発活	学校教育課 健康増進課
27	妊娠・出産に関する健康づくり支援 ○マタニティスクールやパパママ教室の参加促進 ○保健所と連携した不妊相談・治療費補助の実施	健康推進課
28	健康をおびやかす問題についての対策の推進 ○妊娠期の喫煙や受動喫煙による健康被害の正しい情報提供 ○学校教育やパンフレットを通じたエイズの正しい知識の普及・啓発 ○街頭でのチラシの配布や学校での教育による薬物乱用防止の啓発	学校教育課 健康推進課 保険課

第 3 章

プランの推進体制

この章では、本プランの推進体制を掲載しています。

1 推進体制

(1) 推進体制の整備

男女共同参画社会の形成に関する課題は広範囲にわたっており、あらゆる行政分野に直接的・間接的にかかわっています。本計画を効果的に推進するためには、各分野の施策を相互に関連させ、課題解決に向けて総合的に取り組んでいくことが重要です。

男女共同参画関係施策を積極的に推進するため、庁内の男女共同参画推進本部を中心として、関係各課と連携して取組を充実していきます。

また、施策を推進する職員一人ひとりが、男女共同参画社会についての認識と理解を深め、男女平等の視点で業務に当たることができるよう職員の男女共同参画研修の充実を図ります。

(2) 協働による取組の推進

施策の推進に当たっては行政だけでなく、市民、事業者、民間団体等がそれぞれの立場でその目的を理解し、主体的な取組を展開することが必要です。

効果的な施策の推進を図るため、男女共同参画社会の実現に向けて活動する団体や市民との連携を深め、市民と行政が一体となって計画を推進します。

(3) 国・県等関係機関との連携

男女共同参画に関する施策の一層の推進を図るため、国や県の計画や方針について積極的な情報収集に努め、整合性に配慮しながら施策へ反映させることが必要です。

男女共同参画社会の形成に向け、情報交換や交流を通じ、国、和歌山県、他市町村や事業主及び学校等様々な分野・機関との連携に努めます。

2 プランの進行管理

男女共同参画社会の実現に向けた施策は、各分野に広範囲にわたっています。これを着実に推進するためには、推進体制と進捗状況の管理体制が重要です。また、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化、法制度の改正等に伴い、計画の見直しを進めていくことも必要です。

計画の推進と進行管理のため、庁内に男女共同参画推進本部を設置して施策の総合的・効率的な推進を図り、かつ市民参加による男女共同参画懇話会において施策等を審議し、計画の推進・進行管理を行います。